

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
①	課程修了の要件／履修科目登録の上限／他の大学院において修得した単位等の認定／入学前に修得した単位等の認定

[参考：2014 年度の現状（概要）]

課程修了の要件については、法令上の基準を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないよう配慮して設定している。

具体的には、「龍谷大学専門職大学院学則」第 13 条及び別表において、課程修了の要件として、3 年以上の在学及び 102 単位の単位修得を定めている。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の 4 段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として 3 年、93 単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第 23 条）。	I◎	B	B
2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36 単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第 53 号」第 7 条）。	I◎	A	A
2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として 30 単位以内、ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみならずことができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第 21 条）。	I◎	A	A
2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として 30 単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第 22 条）。	I◎	—	—

## 2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-18 他の大学院での授業科目の履修については、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、認めることができることとしており、本学大学院研究科の授業科目の履修についても、これに準拠することとしている（専門職大学院学則第8条第1項）。また、このようにして修得した単位については、本法科大学院で修得したものとして認定することができることとしている（同条第2項）。さらに、外国の大学院で学修（日本国内での通信教育を含む）については、学長の許可を得て留学することができることを定めている（同学則第9条）。 これら、国内外の他大学院での履修によって修得した科目の単位認定については、入学前の既修得科目及び法学既修者認定科目と合わせて30単位を上限としている（同学則第11条第2項）。したがって、「専門職」第21条に照らして適切である。 なお、教育水準及び教育課程としての一体性の保持については、龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則（以下、「履修細則」という。）第8条により、対象となる大学院の種別、事前の手續、上限単位数及び認定対象科目の分野等について、詳細に規定することによって担保している（「履修要項」p.31）。 従来、他大学院での履修によって修得した科目の単位を認定した実績はなかったが、2014年度中に京都産業大学との間で、単位互換協定を締結した。2015年度は、単位互換制度の実施初年度であり、履修要項への記載（pp8-9）や公募要領を作成し、募集したが、本学からの履修希望者はなく、単位認定者はいなかった。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

## 3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

## 4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

## 5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-18	① 「京都産業大学と龍谷大学との法科大学院における単位互換に関する協定書の締結及びそれに伴う関連要項の制定について」2015年1月29日部局長会承認
	② 「2015年度 京都産業大学との『法科大学院単位互換履修生』の募集について」2015年3月12日付け掲示
	③ 「2015（平成27）年度第1回教務委員会議事録（一部抜粋）」2015年4月7日開催
	（再掲：2-14-①）龍谷大学専門職大学院学則（2004年11月30日設置認可） （再掲：1-3-②）「2015年度履修要項」2015年3月

## II. 評価結果

総評
基準 2-18 「専門職」第 21 条に照らして、その基準を遵守していることが、根拠資料「履修要項」に掲載されている「龍谷大学大学院法務研究科履修細則」において詳細に規定されていることにより確認できる。よって、教育水準及び教育課程としての一体性の保持が適切に行われていると評価できる。
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	研究科長 本多 滝夫

基準2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
②	在学期間の短縮／法学既修者の課程修了の要件／履修指導の体制／学習相談体制

[参考：2014年度の現状（概要）]

入学予定者を対象とする履修指導については、「教務委員会」が所管し、「入試・広報委員会」と連携して自主学習を支援するための入学前教育（法学未修者・法学既修者共通）を提供している。

新入生を対象とする履修指導については、「教務委員会」が、入学式から授業開始までの間に「新入生オリエンテーション期間」を設け、コース（標準・既修）別の「履修ガイダンス」を開催している。さらに、標準コース生に対しては、「未修者のための導入教育」を開講している。

また、在学生に対する履修指導については、「教務委員会」が3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催している。その後、授業開始までの間には専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。	I◎	—	—
2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。	I◎	A	A
2-22 履修指導に関する体制が整備され、かつ、法学未修者と法学既修者それぞれに応じた指導が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-23 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。	II○	A	
2-25 正課外の学習支援が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I○	A	

## 2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-22 履修指導の体制及び内容については、3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催することによって対応している。

なお、未修生、既修生それぞれに応じた指導については、学修相談期間に個別指導を行うことによって対応している。この取り組みについては、評価の視点2-23で後述する。

2-23 教員による学習相談体制及び学習支援内容については以下のとおりである。

### (1) オフィスアワー

オフィスアワーについては専任教員全員が設けており、設定時間等の詳細については、掲示等によって学生に周知している。

### (2) 学修相談期間

学修相談期間については、各学期の成績配付から次学期の授業開始までの期間に全専任教員が設けている。学生は、この期間に各教員の研究室を自由に訪問し、新学期を迎えるに当たった学習上の悩み等を教員に相談できるようにしている。

また、この期間には、成績不振者（原級留置、修了延期決定者又はこれらが見込まれる者等）を抽出し、呼出しを行い、教務主任による個別指導を行うことにしている。ただし、2015度には、基準に該当する成績不振者はいなかったことから、この区分に該当する個別指導は行っていない。

### (3) 学習相談員制度

学習相談員制度は、「学生・修了生一人ひとりに対して、より綿密な相談対応や学修支援を行っていくため」（「履修要項」p.17）に導入している。学習相談員となるのは原則として全ての専任教員であり、利用対象者は全ての在学学生及び修了生である。

学習相談員による指導内容は、個別科目の指導及びその他の学習相談対応であり、この制度の利用を希望する学生・修了生は、法科大学院教務課に申し出ることである。受付は、随時、行っているが、司法試験受験を控えた3年次生に対しては、6月に特に申込期間を設定し、申出を促している。また、修了後も学習継続のために在籍する研究生に対しては、確実に学習相談員が配置されるよう、出願時に提出する学習計画書には、学習相談員による承認を必須としている。このような取り組みにより、2015年度に学習相談員を指名した学生・修了生は、在学学生12名、修了生64名となっている。

### (4) 専任教員による各種課外学習指導（オフィスアワー、学習相談制度等）の有効性の検証

上述のオフィスアワー及び各種学習相談制度の有効性については、全ての専任教員に対し、各種課外学習指導の実施状況に関する「月報」の提出要請を求め、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、検証している。

2015年度の実施状況については、教員によって濃淡があるものの、12人の学生に対して年間合計で延べ194人に対する個別指導が行われるとともに、延べ23回の自主ゼミ指導等が行われていることから、その有効性に問題はないものと認識している。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制及び学習支援の内容については以下のとおりである。

### (1) チュートリアル・スタッフ（TS）による学習支援

本学法科大学院では、アカデミック・アドバイザーに該当する制度として、法務研究科チュートリアル・スタッフ規程に基づく「TS制度」を設けている。TS制度の採用対象者は原則として弁護士等の司法試験合格者であり、本学法科大学院の修了生が中心である。2015年度には19人のTSを採用し、ゼミ・個別指導の担当を通じて学生・研究生に対する指導を行った。

### (2) ティーチング・アシスタント（TA）による学習支援

法科大学院でのTA制度の詳細については、「推薦要項」に定めるとおりである。配置対象科目は、原則として法律基本科目及び「実務総合演習」（実務基礎科目のうち、「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」）である。業務内容は、専任教員の指示の下で行う授業に必要な資料収集、学生からの質問取次ぎ等であ

る。

TAの採用資格を有するのは授業担当者の推薦を受けた研究生であり、2015年度には、第1学期は10科目、第2学期は11科目・クラスに各1人を配置した。

### (3) ロー・ライブラリアンによる学習支援

学習に必要な法情報の収集に関する学生からの相談に対応するため、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンの役割を担う職務限定嘱託職員を配置している。当該職員は深草図書館分室に常駐し、修士（法学）の学位及び図書館司書の資格を生かした相談対応を行っている。また、学生の予習に役立てるため、夏期・春期の長期休暇ごとに発刊している「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』」の編集についても担当している。

2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点 2-5 で既述したとおり、受験指導を行わないことを明文化した「論述指導ガイドライン」を制定し、これを正課外の学習支援にも適用することにより、あるべき教育理念から離反しないようにしている。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項]  
なし。

### 3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

### 4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

### 5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-22	① 「法科大学院 履修ガイダンス資料（新2年次生）」2015年3月12日開催
	② 「法科大学院 履修ガイダンス資料（新3年次生）」2015年3月12日開催
2-23	① 「2015年度 第1学期 オフィスアワー開設時間」2015年3月10日付け掲示
	② 「2015年度 第2学期 オフィスアワー開設時間」2015年8月25日付け掲示
	③ 「2015年度 第1学期授業開始前の学修相談日程表」
	④ 「2015年度 第2学期授業開始前の学修相談日程表」
	⑤ 「学習相談員を活用しましょうー学習相談員申請のご案内ー」2015年6月掲示
	⑥ 「2015年度龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）研究生願書 [1年間・1学期(前期)用]」（様式）
	⑦ 「2015年度 学習相談員指名状況一覧」2015年9月16日教務委員会資料
	⑧ 「課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）月報（様式）」
	⑨ 「2015年度 会議体における『月報』の確認状況一覧」
	⑩ 「2015年度 課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）実施実績一覧」 （再掲：1-3-②）「2015年度履修要項」2015年3月
2-24	① 法務研究科チュートリアル・スタッフ規程（2005年2月10日制定）
	② 「2015年度 チュートリアル・スタッフ（TS）一覧」2016.3.31現在
	③ 「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド」[2015年4月版]
	④ 「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド」[2015年6月版]

⑤	「2015年度合格者TSゼミガイド」
⑥	「2015年度第1学期 法科大学院TA推薦要項」
⑦	「2015年度第2学期 法科大学院TA推薦要項」
⑧	「2015年度 第1学期 TA一覧」
⑨	「2015年度 第2学期 TA一覧」
⑩	「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』vol.38」(2015年度夏休み号)
⑪	「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』vol.39」(2015年度春休み号) ①
⑫	「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』vol.40」(2015年度春休み号) ②

## II. 評価結果

総評
<p>基準 2-22 新2年生と3年生に対し、3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催することで、体制が整備されていると判断する。法学未修者と法学既修者それぞれに応じた指導については、学修相談期間に個別指導を行うことで担保されていると判断する。</p> <p>基準 2-23 現状説明や根拠資料により、整備できていると判断する。その効果の検証においては、「月報」の内容を教務委員会及び教授会にて確認することで実施している。</p> <p>基準 2-24 学修に関する相談や学習指導・助言を行う体制として、19名のチュートリアル・スタッフの体制が整備されている。また、ティーチング・アシスタント制度を整備し、細やかな学修支援体制が整っている。さらに、ローライブラリアンによる学修支援体制も整備されており、これらのことから、充実した体制が整備できていると判断する。</p> <p>基準 2-25 「論述指導ガイドライン」を制定していることで、あるべき教育理念から離反しないようにしていると判断する。</p>
伸長すべき点 (長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2016年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	研究科長 本多 滝夫

基準2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
③	授業計画等の明示／授業の方法／授業を行う学生数

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。	
<input type="checkbox"/>	募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目(評定・現状説明・根拠資料は不要)
<input type="checkbox"/>	前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目(変更がなければ現状説明・根拠資料は不要)

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-26 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか(「専門職」第10条第1項)。	I◎	A	A
2-27 授業はシラバス等に従って適切に実施されているか。	I○	A	
2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか(「専門職」第8条)。	I◎	A	A
2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。	I◎	A	
2-30 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数(授業を受講するすべての学生をいう。)を少人数とすることを基本としているか(「告示第53号」第6条第1項)。	I◎	—	
2-31 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数(授業を受講するすべての学生をいう。)が法令上の基準(50人を標準とする)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第6条第2項)。	I◎	—	—
2-32 個別的指導が必要な授業科目(リーガル・クリニックやエクスターンシップ等)については、それにふさわしい学生数が設定されているか。	I○	—	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-26 授業計画等の明示に関する対応については以下のとおりである。 (1) 法令上の基準の遵守状況 授業計画等についてはシラバスに掲載し、公開している。 なお、大学認証評価では、【努力課題】として、「シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られる」との指摘を受けていたが、その後、改善に取り組んだ結果、2014年度の法科大学院認証評価結果では、「改善が図られているといえる」(p.20)との評価を受けており、問題はなくなっている。 (2) 「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示

「法科大学院基準」がいう「基本的素養の水準」とは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて各法科大学院が策定するべき到達目標であり、本法科大学院では「龍谷版共通的到達目標モデル」がこれに該当する。このモデルは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」をミニマム・スタンダードとして検討した上で、独自の教育理念に基づく内容を付加したものである（「龍谷版共通的到達目標モデル」p.2）。

そのモデルを踏まえたシラバスの作成については、手引書の配付を通じて各授業担当者に要請している（「2015年度龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」p.2, 4, 5）。また、実際のシラバスにこのモデルが反映されているかの確認については、教務委員会で所定のチェックシートに基づくシラバスチェックを行うことで対応している。

2-27 シラバスにしたがった授業の実施については、原稿依頼時の手引書に、シラバスは、「教員と学生の契約」と位置付けられることもある旨を記載し（「シラバス作成の手引」p.1）、授業担当者への周知を図っている。

また、その実態については、「授業アンケート」に「この授業は、おおむね、シラバスに対応して進められたと思いますか」という設問（問4）を設けて学生による評価を調査している。2015年度のアンケートでは、「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が、第1学期では99.0%（『授業アンケート』集計結果集 p.9）、第2学期では98.0%（同p.23）を占めている。したがって、ほとんどの学生が、シラバスにしたがって授業が行われていると考えており、問題はないといえる。

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「ソクラテスメソッドやプロブレムメソッドなどの教授法を駆使し、双方向・多方向型の授業により、学生の自発的学習態度を引き出すとともに、課題解決力を育成することに留意した授業運営を行う」（『履修要項』p.39）ことを掲げている。また、適切性の検証については、「授業アンケート」及び「教員相互による授業参観」を通じて行っている。

(1) 「授業アンケート」を通じた検証

「授業アンケート」では、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問い（問3）を設けて学生による評価を調査している。2015年度のアンケートでは、「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が、第1学期では96.3%（『授業アンケート』集計結果集 p.8）、第2学期では98%（同p.23）を占めている。したがって、ほとんどの学生が、双方向・多方向型の授業が行われていると考えており、問題はないといえる。

(2) 「教員相互による授業参観」を通じた検証

「教員相互による授業参観」では、「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け、教員による相互評価を行っている。2015年度の授業参観では、参観者全員が「適切」又は「やや適切」と評価しており（『授業参観シート・コメント集』pp.3-8, pp.13-19）、問題はないといえる。

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点2-5で既述したとおり、「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化している。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項]  
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。  
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。  
特になし。

## 5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-26	① 大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015年3月
	② 「龍谷版共通の到達目標モデル」2013年11月
	③ 「2015(平成27)年度第15回教務委員会議事録(一部抜粋)」2015年3月10日開催
	④ 「2015年度 シラバスチェック チェックシート」2015年 3月10日 教務委員会承認
	(再掲:2-9-①)「2015年度版シラバス」2015年3月
	(再掲:2-5-①)「2015年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2015年2月
2-27	① 『授業アンケート』集計結果集[2015年度]」2015年4月
	(再掲:2-5-①)「2015年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2015年2月
2-28	(再掲:1-3-②)「2015年度履修要項」2015年3月
	(再掲:2-27-①)『授業アンケート』集計結果集[2015年度]」2015年4月
	(再掲:2-5-②)「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集[2015年度]」2015年4月

## II. 評価結果

総評	
基準2-26	授業計画の明示は、独自に定めた「龍谷版共通の到達目標モデル」に則ったシラバスに掲載されていることから、適切であると判断する。また、その記載内容については、教務委員会で所定のチェックシートに基づくシラバスチェックを行っていることを確認することができた。
基準2-27	シラバスにしたがった授業の実施は、授業アンケートの結果、第1学期は99.0%、第2学期は98.0%の学生が肯定的な評価をしていることから、適切に実施されていると判断する。
基準2-28	適切性の検証については、「授業アンケート」及び「教員相互による授業参観」を通じて行っている。「授業アンケート」では、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問いに、肯定的評価が、第1学期では96.3%、第2学期では98%を占め、「教員相互による授業参観」では、「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いに、参観者全員が「適切」又は「やや適切」と評価していることから、適切に実施されていると判断する。
基準2-29	「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化していることから、適切であると判断する。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》	
授業アンケートの結果については、毎年肯定的な評価が高まる傾向にあり、有意義な授業展開が実施されていると評価できる。	
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載	
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要	

### 助言内容(大学認証評価)

#### 【努力課題】

- 1) 経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科および法務研究科においては、シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られるので、改善が望まれる。

2016年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責任者	研究科長 本多 滝夫

基準2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
④	成績評価及び修了認定／再試験及び追試験／進級制限

[参考：2014年度の現状（概要）]

成績評価の基準及び方法については、①各科目の単位数に相当する量の学修成果について、原則として100点満点法によって評価し、60点以上を合格とすること、②評価方法は、「定期試験」及び「課題研究レポート」など4種類の方法のうち2種類以上を組み合わせて行うことなどを「成績評価の仕組み」として「履修要項」に明示している。また、各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に明示している。

[点検・評価項目について] 自己評価欄が網掛けの評価項目は、以下のような取り扱いをしています。

- 募集停止等の理由により、点検・評価の対象外とする項目（評定・現状説明・根拠資料は不要）
- 前年度内容から変更がなければ、評定のみを入力する項目（変更がなければ現状説明・根拠資料は不要）

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第2項）。	I◎	A	A
2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第2項）。	I◎	A	
2-35 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。	I○	—	A
2-36 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。	I○	A	
2-37 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。	I○	A	A
2-38 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。	I○	—	

## 2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については以下の表のとおり対応している。

項目	基準	明治方法
成績評価の方法とその組み合わせ	成績評価の基本方針	「履修要項」(p. 10)に掲載。
成績分布割合の設定等、成績評価の基準	成績評価ガイドライン	「履修要項」(p. 41)に掲載。
単位認定の基準及び方法	(3) 単位認定の要件	「履修要項」(p. 3)に掲載。
課程修了の基準及び方法	2. 修了	「履修要項」(pp. 13-14)に掲載。
各科目の成績評価の基準及び方法	成績評価の方法	「シラバス」に掲載。

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定については、以下のとおり対応している。

### (1) 成績評価の実施状況

#### ① 2014年度認証評価受審時の状況

2014年度法科大学院認証評価受審時における、ア) 成績評価の方法、イ) 成績評価の基準、ウ) 成績評価の客観性の確保に関する取り組み状況は、以下のとおりであった。

ア) 成績評価の方法については、成績評価の基本方針で定めており、定期試験、課題研究レポート、平常点等の方法を併用し、それらを組合せについては、科目特性に応じて授業担当者が選択することとしていた。ただし、法律基本科目に属する演習科目では、平常点のみで評価することとしていた。

イ) 成績評価の基準については、成績評価ガイドラインで分布の割合を定めており、受講者数が20人未満の科目では、絶対評価のみで評価しつつ、S及びA評価は若干名の範囲内に留めることとしていた。

※ 受講者数20人以上の科目の基準については、学生数の減少によって該当科目が生じなくなったため、説明を省略する。

ウ) 成績評価の客観性の確保については、認証評価にかかる答案等の保管についての申合せを定めることによって担保しており、各授業担当者は、各学期の成績疑義への対応が終了後、全ての成績評価根拠資料を法科大学院教務課に提出することとしていた。

エ) 厳格な成績評価については、学期ごとにFD全体会で、各科目の成績分布を確認し、成績評価ガイドラインに基づく評価がなされているかを検証している。

また、上記の各種取り組みを踏まえた成績評価の適切性については、学期ごとに各科目の成績分布図及び成績分布一覧表を作成し、FD全体会で厳格な成績評価がなされているかどうかを検証していた。

#### ② 2014年度認証評価結果における指摘内容及びそれを踏まえた同年度末までの改善状況

2014年度の法科大学院認証評価では、平常点のみで評価する法律基本科目群に属する演習科目の一部において、具体的な評価過程や根拠資料等が事後に検証可能な状態になっていない等の理由により、認証評価の結果、成績評価の客観性に関する「勧告」を受けた（「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」p. 2）。

そのため、2014年度のうちに、成績評価の基本方針、成績評価ガイドライン及び認証評価にかかる答案等の保管についての申合せ（以下、これらを「関連ガイドライン等」と総称する。）を改訂した。具体的には、まず、法律基本科目に属する演習科目でも、定期試験や中間試験を用いた評価を選択できるようにした。次に、平常点のみで評価する法律基本科目の演習科目では、シラバスにおける成績評価方法に関する記載内容を詳細なものにするとともに、成績評価根拠資料の取扱いを厳格化した。また、成績評価根拠資料に係る法科大学院教務課への提出時期を早期化させた。さらに、これらの関連ガイドライン等を遵守しない授業担当者には、教務主任が再検討を要請できることも明文化した。

その上で、2015年度（対象：2014年度）の自己点検・評価では、関連ガイドライン等の着実な実行及びFDでの検証を、「自ら掲げた改善すべき事項」に位置付けたところ、「伸ばすべき点（長所）」として、一連の取り組みを踏まえた2015年度のFDについて、「今後に期待する」との評価を受けた。

## ②2015年度の継続的な改善状況

2015年度には、前年度の改善の取り組みを踏まえ、改訂後の関連ガイドライン等の着実な実施と適切性の検証に努めた。2015年7月1日には、第1学期定期試験直前となる第7回教授会において、改定後の関連ガイドライン等に基づく成績評価根拠資料の提出方法等の変更点につき、教務主任から改めて構成員に説明を行い、遵守を要請した。その結果、第1学期、第2学期ともに、全科目において、改訂後の関連ガイドライン等に基づく成績評価関連資料の提出がなされた。

また、2015年度第4回FD全体会（2015.11.4開催）にて、第1学期開講科目についての改訂後の関連ガイドライン等に基づく検証を実施した。検証内容は、①シラバスに記載したとおりの評価が行われ、評価に係るエビデンスが記録・保管されていること。②提出レポート・レジュメ等については、その都度、採点がなされ、採点済みのレポート・レジュメ等が、速やかに法科大学院教務課に提出されるとともに、学生に返却されていること。③成績分布については、S評価及びA評価が若干名の範囲内にとどまっていることである。検証の結果、上記①から③の全てについて、問題がないことを確認した（「2015年度FD活動報告書」pp.22-24）。

さらに、2015年度末に作成した2016年度版シラバスに関しては、平常点のみで評価する法律基本科目に属する演習科目について、「授業方法」欄及び「成績評価方法」欄に、平常点評価の内訳について詳細に記述されていることを、第15回教務委員会（2016.3.8開催）で確認した。

上述のような取り組みにより、これまでの評価結果で指摘された課題については、改善状況の検証が、組織的かつ継続的に実施されているものと認識している。

## (2) 課程修了認定の実施状況

課程修了の認定に当たっては、履修細則第3条第1項の規定に基づき、①原則として3年（法学既修者は2年）以上の在学、②所定の科目群・系別の区分にしたがって102単位以上の修得及び③必修科目の総合GPAが1.60以上という3つの基準にしたがって可否を判定している（「履修要項」p.34）。具体的な手続については、教務委員会の議を経て教授会で審議・決定しており、2015年度には、3月修了判定で対象者全員（9人）がそれぞれ修了認定を受けた（「修了判定資料」）。

2-36 追試験については、履修細則第9条に基づき、「病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けなかった者」に対し、当該学生の申請に基づき実施している（「履修要項」p.35）。追試験の受験資格及び出願要項については「履修要項」（p.12）に明示している。出願があった場合には、教務委員会で出願内容及び診断書等の証明書類を確認の上、教授会で受験資格を判定している。ただし、2015年度においては、追試験の出願がなく、受験資格判定は行っていない。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

[自ら掲げた改善すべき事項]

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

2014年度法科大学院認証評価での「勧告」を踏まえ、同年度末に改訂した各種ガイドライン等を着実に実行するとともに、FDでの検証についても実施する。

## 3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

## 4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

## 5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-33	(再掲：1-3-②)「2015年度履修要項」2015年3月
	(再掲：2-9-①)「2015年度版シラバス」2015年3月
2-34	① 「法律基本科目群に属する演習科目における成績評価の見直しに伴う関連ガイドライン等の一部改訂について（提案）」2015年2月4日教授会承認
	② 「2015年度 第7回（231回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2015年7月1日開催
	③ 「2015年度第1学期開講科目に係る成績評価関連資料の提出について（依頼）」
	④ 「2015年度第2学期開講科目に係る成績評価関連資料の提出について（依頼）」
	⑤ 「2015年度第1学期成績評価物提出状況一覧」
	⑥ 「2015年度第2学期成績評価物提出状況一覧」
	⑦ 「2015年度 第1学期 法科大学院科目 成績分布一覧」
	⑧ 「2015年度 第2学期 法科大学院科目 成績分布一覧」
	⑨ 「修了判定資料（法科大学院）」2015年3月修了
	(再掲：2-26-②) 大学基準協会「龍谷大学大学院法務研究科法務専攻に対する認証評価結果」2015年3月
	(再掲：1-3-②)「2015年度履修要項」2015年3月
	(再掲：2-5-③)「龍谷大学法科大学院2015年度FD活動報告書」2016年4月
	(再掲：2-26-③)「2015(平成27)年度第15回教務委員会議事録（一部抜粋）」2015年3月10日開催
(再掲：2-26-④)「2015年度 シラバスチェック チェックシート」2015年3月10日教務委員会承認	
2-36	(再掲：1-3-②)「2015年度履修要項」2015年3月

## II. 評価結果

総評
<p>基準2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については、根拠資料「履修要項」や「シラバス」にて確認できた。</p> <p>基準2-34 学修の成果に対する評価や単位認定及び課程修了認定における客観的かつ厳格性について、2014年度の法科大学院認証評価では、成績評価の客観性に関する「勧告」を受けたが、同年、成績評価の基本方針、成績評価ガイドライン及び認証評価にかかる答案等の保管についての申合せを改訂する等の改善策を講じられた。また、2015年度においても、FD全体会での検証等、不断の改善努力を積み重ねられている。さらに、平常点のみの評価方法については、シラバスの「授業方法」欄及び「成績評価方法」欄に、平常点評価の内訳について詳細に記述されていることを教務委員会で確認している。これらのことから、改善状況の検証が組織的かつ継続的に実施されていると判断する。</p> <p>基準2-35 追試験制度については、追試験の受験資格及び出願要項が「履修要項」明示されていることが確認できた。</p>
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》
2015年度においても、学修の成果に対する評価や単位認定及び課程修了認定における客観的かつ厳格性について、FD全体会での検証を行うなど、不断の改善努力を積み重ねられている点は大きいと評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

### Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

#### 助言内容（法科大学院認証評価）

##### 2-34 【勧告】

- 1) 平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である（評価の視点2-34、2-40）。

2016 年度（対象年度：2015） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	研究科長 本多 滝夫

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
⑤	教育内容及び方法の改善

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。	I◎	A	A
2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。	II○	A	
2-41 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備しているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

<p>対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。</p> <p>2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施については、基本方針として、「教育課程編成・実施の方針」において、「教育成果向上のため、教育課程にかかる自己点検・評価と、授業改善のための組織的な取り組みを不断に行う」ことを掲げている（「履修要項」p.39）。この方針に基づく活動の根拠規程として法科大学院FD活動に関する規程（「FD活動報告書」p.46。以下、「FD規程」という。）を定め、これに基づきFD委員会、FD全体会及びFD部会を組織している。</p> <p>FD委員会は、FD活動の運営・推進を目的とし（FD規程第2条）、FD委員長、教務主任、教務委員及び研究科長が指名する若干名の委員を構成員としている（同規程第3条第1項）。その主な役割は、FD活動に係る基本方針及び実施計画に関する事項の審議等である（同規程第4条）。</p> <p>FD全体会は、すべての教授会構成員から構成される研究会であり（FD規程第5条第1項）、FD委員会が策定した方針及び計画の通り、授業内容及び授業方法の改善について討議している。2015年度の開催回数は計6回である（「2015年度FD活動の総括と2016年度への指針」p.2）。</p> <p>FD部会は、科目群・系等の教育に関する事項等についての検討・協議を担っており（FD規程第5条第2項）、公法系、民事法系、刑事法系及び法律実務系の4部会から構成している。</p> <p>具体的なFD活動のうち主なものについては、以下のとおりである。</p> <p>ア 「授業アンケート」結果の分析</p> <p>学生による授業評価については、教務委員会とFD委員会が連携し、「授業アンケート」を実施することによって対応している。役割分担については、企画及び実施を教務委員会が担い、実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックをFD委員会が担っている。</p> <p>授業アンケートの実施範囲は原則として全科目であり、各学期の最終授業時に実施している。授業アンケートの実施後は、集計を行い、教務委員会及び教授会で全科目の集計結果を確認している。その一方で、各授業担当者は、担当科目の集計結果に対するコメントを書面で提出することになっており、提出されたコメントについても教務委員会及び教授会で確認している。</p>
---

FD委員会では、授業アンケートの集計結果の分析を行っており、その結果についてはFD全体会で討議している。2015年度は、第1学期の実施結果を第5回FD全体会（2015. 11. 18開催）で討議し（「2015年度FD活動報告書」 pp. 24-25）、第2学期の実施結果については、2016年度のFD全体会で取り上げる予定としている。

これらの取り組みに加え、授業アンケートの集計結果及び教員コメントについては、法科大学院ポータルサイトで学生及び教職員に公開しているほか、「FD活動報告書」に取りまとめ、webを通じて広く一般にも公開している。

#### イ 「教員相互による授業参観」の実施に基づく教育改善へのフィードバック

法科大学院では、FD委員会と教務委員会が連携し、「教員相互による授業参観」を実施している。役割分担については、企画及び実施を教務委員会が担い、実施後の授業改善に向けたフィードバックをFD委員会が担当している。

2015年度第1学期には6科目を各1人が参観し、その結果については2015年度第5回FD全体会（2015. 11. 18開催）で報告・共有した。第2学期には7科目を各1人が参観し、その結果については2015年度第6回FD全体会（2016. 2. 17開催）で討議した（「2015年度FD活動報告書」 pp. 24-25）。

#### ウ 「FD活動報告書」の刊行

「FD活動報告書」とは、FD委員会が当該年度のFD活動の実績を取りまとめた報告書であり、webサイトで広く社会に公表している。2015年度には2014年度の活動実績を取りまとめ、公表した。

2-40 FD活動の有効性については、年度末に当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、それを「FD全体会」で審議することによって検証している。2015年度の総括文書では、「龍谷版共通の到達目標モデル」の測定方法に関する検討など、8項目の活動について取り組み状況をまとめた上で、次年度に向けた課題を確認している（「2015年度FD活動報告書」 pp. 2-5）。

なお、2014年度法科大学院認証評価で受けた「勧告」への対応については、評価の視点2-34を参照されたい。

2-41 学生による授業評価の組織的な実施、その結果の公表及び教育の改善につなげる仕組みの整備については、評価の視点2-39で記述したとおりである。

すなわち、「授業アンケート」を教務委員会とFD委員会の連携によって実施していることから、組織的な実施については問題ない。また、その結果については、学生・教員向けには、法科大学院ポータルサイトで公開し、一般に対しては、FD活動報告書のweb公開で対応していることから問題ない。教育の改善につなげる仕組みの整備については、各授業担当者は、アンケート結果に対するコメントを提出し、提出されたコメントについては学生に公開する仕組みを設けていること、及びアンケート結果については、FD全体会で討議する仕組みを設けていることから、問題はない。

なお、2015年度には、学生募集の停止に伴って各科目の受講者数が減少していること、当該年度限りで開講を終了する予定の科目が増加していること等を踏まえた検証を行った結果、実施目的、設問内容及び集計・報告手順の見直しを行った（「『授業アンケート』集計結果集 pp. 1-3」）。このように、法科大学院では、募集停止後であっても授業アンケートの実施が形骸化することのないよう、教育改善に向けた不断の取り組みを継続している。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

### 3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

### 4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

## 5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-39	① 「2015年度 法科大学院FD部会 所属一覧」
	② 「2015年度第1学期授業アンケート結果の公開について」2015年10月31日付け掲示
	③ 「2015年度第2学期授業アンケート結果の公開について」2016年3月18日付け掲示
	④ 「情報の公表」〈 <a href="http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html">http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html</a> 〉 最終アクセス：2016/04/18
	(再掲：1-3-②) 「2016年度履修要項」2016年3月
	(再掲：2-5-③) 「龍谷大学法科大学院2015年度FD活動報告書」2016年4月
	(再掲：2-27-①) 『授業アンケート』集計結果集 [2015年度] 2016年3月
2-40	(再掲：2-5-③) 「龍谷大学法科大学院2015年度FD活動報告書」2016年4月
2-41	(再掲：2-27-①) 『授業アンケート』集計結果集 [2015年度] 2016年3月

## II. 評価結果

総評	<p>基準 2-39 教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）の整備と実施については、学生による授業評価として「授業アンケート」を実施し、その集計結果を分析した上で、FD全体会で討議している。また、集計結果とともにこの件に対する教員コメントも付して、ポータルサイトで学生及び教職員に公表している。また、「教員相互による授業参観」も実施され、その結果もFD全体会で討議されている。これらのことから、体制の整備及び実施が適切に実行されていると判断する。</p> <p>基準 2-40 FD活動の有効性については、当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、「FD全体会」で審議することによって検証され、次年度の課題として、「龍谷版共通的到達目標モデル」の測定方法に関する検討などを掲げていることは、PDCAサイクルが機能していることが明らかであり、大いに評価できる。</p> <p>基準 2-41 学生による授業評価については、2-39にて確認できた。</p>
伸長すべき点（長所） 《箇条書き》	FD活動の有効性については、当該年度末の「FD全体会」で審議することによって検証され、次年度の課題を抽出していることは、PDCAサイクルが機能していることが明らかであり、大いに評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載	
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要	

## III. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）
2-40 【勧告】
1) 平常点の評価が実際には各科目担当教員の裁量に任されており、法科大学院として成績評価の客観性・厳格性を確保するための取組みがなされているとはいいがたく、明示された基準・方法に基づく成績評価の客観的かつ厳格な実施という観点から問題が認められる。したがって、今後は、成績評価の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等について、FD活動を通じて検討し、改善を図ることが必要である（評価の視点2-34、2-40）。